

社会福祉法人二枚橋保育園 役員・評議員報酬、旅費規程について

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人二枚橋保育園（以下「法人」という。）の役員等の報酬及び旅費に関する事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程の役員等は、次のとおりとする。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 評議員
- (4) 法人の業務により出張を依頼した者

(会議)

第3条 法人の開催する会議は、次のとおりとする。

- (1) 理事会
- (2) 評議員会
- (3) 上記のほか、法人が主催し役員等が出席する会議

(報酬)

第4条 役員等に報酬は、支給しない。

(旅費)

第5条 法人が開催する会議に役員等が出席した場合の旅費は、次のとおりとする。

- (1) 居住地が二枚橋町内の場合 2,000円
- (2) 居住地が(1)以外の場合、旅費実費に2,000円を加算する。
- 2 監事が法人及び施設の運営状況を指導又は監査の業務に当たった場合は、旅費として3,000円を支給する。
- 3 役員等が法人の業務のため宿泊を伴う出張をする場合は、下表のとおり、旅費を支給することができる。

区 分	金 額	備 考
交 通 費	実費	鉄道賃、バス賃、航空賃
日 当	県内 2,200円	職員の旅費規程を準用する
	県外 2,600円(
宿 泊 費	県内 11,000円	領収書添付の場合は実費支給とする。
	県外 12,600円	

(支給方法)

第6条 旅費の支給方法は、会議等の都度現金で支給する。

(旅費の調整)

第7条 予算上、その他特別に必要がある場合には、出張に要した実費を超える部分については全部または一部を減額して支給することができる。

附 則

この規程は、平成29年11月10日から施行する。